

## 令和7年度 第2回上郡町地域公共交通活性化協議会議事録

1. 日時 令和7年11月21日（金）午後1時30分 ～ 午後2時10分

2. 場所 上郡町役場第2庁舎 大会議室

3. 出席者

会長：1名

議長：1名

委員：17名

役員	所属	役職	氏名	備考
会長	上郡町	町長	梅田 修作	
議長	近畿大学 総合社会学部 総合社会学学科 環境・まちづくり系専攻	准教授	北川 博巳	
委員	国土交通省神戸運輸管理部 兵庫陸運部	主席運輸企画専門官	木原 健太	(代理)竹原 弘二
委員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	木下 長茂	
委員	兵庫県相生警察署交通課	課長	武田 将作	
委員	西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部兵庫支社	副支社長	秋元 勇人	(代理)大内 政毅
委員	智頭急行(株)	代表取締役社長	西尾 浩一	
委員	(公社)兵庫県バス協会	専務理事	新屋敷 昭一	
委員	(株)ウイング神姫 業務部	部長	日下部 達也	
委員	(株)ウイング神姫 労働組合	相生支部支部長	石田 薫	
委員	(株)中村タクシー	代表取締役	中村 捷也	(代理)中村 源
委員	上郡町連合自治会	会長	西山 武彦	
委員	上郡町高年クラブ連合会	会長	木村 幸雄	
委員	赤穂郡連合PTA	会長	山本 亨紀	
委員	上郡町民生児童委員協議会	会長	中山 敬	
委員	上郡町議会	議長	河井 正人	
委員	上郡町企画広報課	課長	木村 将志	
委員	上郡町住民課	課長	壽賀 勇	
委員	上郡町教育推進課	課長	竹内 澄子	

オブザーバー：1名

役員	所属	役職	氏名	備考
オブザーバー	兵庫県土木部交通政策課	副課長兼地域交通班長	小玉 嗣人	

事務局：3名

役員	所属	役職	氏名	備考
事務局	上郡町地域振興課	課長	深澤 寿彦	
	上郡町地域振興課	副課長	岡田 慎平	
	上郡町地域振興課	主査	富山 正也	

#### 4. 欠席者：6名

役員	所属	役職	氏名	備考
委員	(一社)兵庫タクシー協会 西播支部	支部長	依藤 義光	
委員	(株)ミウラギ	代表取締役	三浦 謹一郎	
委員	上郡町社会福祉協議会	事務局長	竹内 盛一郎	
委員	上郡町商工会	会長	大崎 基弘	
委員	上郡町健康福祉課	課長	西谷 一徳	
委員	上郡町建設課	課長	中井 哲也	

#### 5. 配布資料

- ・議事次第
- ・令和7年度上郡町地域公共交通活性化協議会委員名簿及び  
令和7年度第2回上郡町地域公共交通活性化協議会配席図
- ・地域公共交通計画の期間延長等について【資料1】
- ・第29回赤松歴史まつり
- ・赤松歴史まつり関連イベント ゆるキャラ列車
- ・兵庫県上郡町ふるさと納税

#### 6. 議事内容

##### (1) 開会

事務局： 本日は、ご多用のところ、「令和7年度 第2回上郡町地域公共交通活性化協議会」にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます地域振興課の深澤と申します。  
よろしく申し上げます。

本日、お配りしております「協議会委員名簿」裏面の「配席図」をもって、ご紹介に代えさせていただきます。ご了承願います。

なお、会議に入ります前に、本日の会議におきまして、ウイング神姫 藤本課長より傍聴の申し出がありました。すでに入室をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

また、名簿記載の委員のほか、計画推進業務を委託しております株式会社丸尾計画事務所様から2名にご出席いただいております。

前置きが長くなりましたが、はじめに、資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、協議会次第、協議会委員会名簿（裏面に配席図）、資料2種類の計4種類と、明後日11月23日（日）に開催される「赤松歴史まつりチラシ」を配布しております。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

協議会の開催にあたり、本協議会会長の梅田町長から開会の挨拶を申し上げます。

す。

会 長： 皆さまにおかれましては、大変ご多用な中、上郡町地域公共交通活性化協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から上郡町の地域公共交通に格別のご理解とご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

公共交通については、町民の皆さまの意見をお聞きしながら、使いやすいバス停留所の設置、乗り継ぎの工夫を形にしていくことが不可欠だと思っています。

この後、事務局より、上郡町地域公共交通計画改訂の時期または期間延長について説明がありますが、忌憚ない忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

本日一日、どうぞよろしく願いいたします。

## (2) 上郡町地域公共交通計画策定についてについて

事務局： ありがとうございます。

次に、議事に移らせていただきます。これからの議事進行につきましては、規約第7条に基づき、学識経験者である北川先生をお願いいたします。

どうぞよろしく願います。

議 長： よろしく願いいたします。近畿大学の北川です。

それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

今回は、協議事項として「上郡町地域公共交通計画策定について」について協議を進めていきたいと思えます。

まずは、「上郡町地域公共交通計画策定について」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： (資料1の説明)

議 長： ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局より、上郡町地域公共交通計画策定についての説明がありました。

こちらについて、協議を整える必要がありますので、質疑応答の後に協議を求めたいと思えます。

それでは、委員の皆さまにおいて、先程の「上郡町地域公共交通計画策定について」についてご質問・ご意見はありますか。

委 員： コミュニティバスは、商業施設の利用が多いということですが、商業施設での滞留時間や、来店時のバスのダイヤや退店時のバスのダイヤはアンケートで取られたことはありますか？

事務局： ありがとうございます。

令和6年のアンケートでは、商業施設での滞在時間等に関するアンケート調査は実施していません。

委員： はい、わかりました。

商業施設への来店時間等が合えば、もっと利用者が増えるかと思い、聞かせていただきました。どうも、ありがとうございました。

委員： 民生委員・児童委員の任期が、今月の11月30日で満了し、12月1日より新たな民生委員の任期が始まりますが、民生委員・児童委員が合わせて50人いますが、そのうち、26人が代わり、ベテランの方がほとんどいなくなる状態となります。

また、各地区の代表による役員会もあり、各地区の様々な課題や改善された内容を報告・とりまとめしています。

今、私たちが一番関わっている問題点に、やはり「コミュニティバス」があります。今までも、コミュニティバスに対する不便さ・不自由さは、ずっと述べさせていただいていたので、今回は割愛させていただきます。役員会で最後に出た結論は、コミュニティバスを小さくして、もっと隅々まで自由に乗れるバスを運行してほしい、それでなければ乗ることができない、ということです。

梨ヶ原や船坂の一部ではバスも通っていないという実態もあります。

また、これは、まったくバスに乗れない方からの意見ですが、「コミュニティバス」自体を廃止して、コミュニティバスを運行させていた予算で「外出補助券」を配ってもらった方がよほど自分たちの生活に役立つ、といった意見がありました。

これが、文句も言えず、ずっと我慢していた人の意見が、本当にこのバスを必要としている人の意見だと思えます。

そして、この交通手段がいかに必要なことかと申し上げると、我々はやはり集落で暮らす必要があり、集落内での仲間意識や人の為に役に立つお役立ち感、人に迷惑をかけず自立している、こういった気持ちを持って、自分の尊厳を守っている方が多いと思います。そういった方が、今後、免許を返納したり体が不自由になったりすると人に迷惑をかけたり買物にいたりできなくなるということで、みるみる弱ってってしまうということがあります。そのような人には、自分で自由に移動できるという移動手段が確保されているならば、解消できる問題だと思っています。

免許を返納した場合、公共交通が、田舎の集落においては生命線になってくると思っています。

しかし、我々はそこで生まれたことに誇りを持って、明るく元気に過ごしているということが実情です。地域を回っても、様々な会合に出ても、早く交通手段を整備しなければ、10年後、協議会がどんなことをしてきたのかという評価を受けた時に、やはり、今のままだと皆が困った状態となるので、実態を踏まえた公共交通の公共交通網を整備していただきたいというのが、私たちが関わっている方々の率直な意見です。以上です。

議長： はい、ありがとうございました。

今のご意見は、性急にせずに、1年かけてしっかり計画を立ててもらいたいというお話をいただいたのだと思います。

私も、人口動態など様々なことを調べているのですが、日本全国の話をする、75歳までの人口と、75歳以上の高齢者の人口を調べると、もう75歳以上人口の方が多くなっています。このため、後期高齢社会の中でどのように考えていくかという局面に差し掛かっています。

また、今のお話ですが、やはり自立した生活をしたいということですので、それと交通の問題をどう考えていくかという話が重要だと思います。

さらに、子どもたちの移動問題もあり、まだまだ考えることがたくさんありますので、今年度まとめてやるというより、事務局案にあったように、1年延長しながら次の計画を策定するという流れも考えられます。

委員： 以前の協議会でも意見が出ていましたが、バスに乗る際は幹線道路に設置されたバス停まで出る必要があるため、集落の中にバス停を設置（集落までバスが運行）してほしいという意見があります。

その中で、各団体で何かできることはないかなと思います。

例えば、1日何人利用すれば、集落の中までバスを延伸してくれるのか等、目標値があれば取り組みやすいのかなと思います。目標値は、各地区によって変わるとは思います。その目標を達成できればバスが延伸できますといったものがあれば、例えば子どもたちに向けて、コミュニティバスに乗る呼びかけもしやすいので、目標値などの設定があるといいなと思いました。

事務局： バス停が幹線道路にある、というご意見ですが、これは前回の再編時にコミュニティバスを大型化したことで、狭い道路に物理的に入っていくことができないということがあります。

今考えることは、今のバス停までのアクセスをどうするかという点や、各種団体の方にも改めて実態・ニーズの調査を行い、これらの結果や団体の意見も取り入れながら、新たな案を作成していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員： 私ももう四十代後半になり、必要なのは、やはり足です。

今は、免許の更新をしながら自動車を運転していますが、やはり運転の自信もなくなってきたので辞めようかと思うこともあります。そうすると、コミュニティバスなどの公共交通をお願いしたいです。

周りの人の意見を聞いていると、「運行本数が少ない」ということを聞きます。朝出かけて買物して、ちょっと寄り道をして帰宅すると、それだけで2～3時間かかってしまうそうです。せめて、出かけてから1時間以内に帰宅できないかなと思います。我々も、用事などの時間制限や仕事もあるため、今より1本～3本ではなく、倍くらい増やしてもらえれば、もっと利用する方が増えるのではないかと思います。

ますので、このあたりも検討していただきたいと思います。

議長： はい、ご意見ありがとうございます。

バスの運行本数も含めて考えていった方がいいのではないか、というご意見でした。

ここで一旦内容を整理しますと、事務局から、1年間地域公共交通計画の期間の延長の提案がありました。この理由として、今年度の3月に上郡町のマスタープラン（第5次総合計画）が策定されます。地域公共交通計画は、この計画を踏まえて策定する必要があるためです。

アンケート調査は、先程のご意見にもあったように、もう少し色々な観点から慎重に判断した方がいいのではないかということがあります。

これについては、大きな反対はないんじゃないかとみております。

もう1つ確認したいことは、私自身、地域公共交通計画の「延長」にあまり携わったことがなく、事務の観点から手続き内容を確認し、協議を整えた方がいいかと思っています。

まずやらなければならないことは、先程皆さまからの意見にあったように、評価と目標の再設定を行う必要がある。次に、令和8年度の申請を行う時に、やはり補助の問題もあります。事務的には、計画認定申請に合理的理由を記載した書類を提出する必要があります。これを事務にどのように処理するかが分かりづらいので、一度国土交通省に問合せ、その後事務局に確認すればいいのかなとも思います。が、申し訳ありませんが、簡単にご説明をお願いしますでしょうか。

委員： 現在、幹線補助を受けられており、これは、今の地域公共交通計画内で補助システムを位置付けていることが要件となります。

現在の地域公共交通計画が来年3月に切れてしましますが、補助の期間は、今年の10月から来年の9月までの1年間となります。この期間が異なるため、来年9月までの補助を継続させるために、計画期間を延長するか、計画を策定するかをお選びいただく必要があります。

今回上郡町では、地域公共交通計画を延長されるということですので、国への延長の届出や、実態を踏まえた計画目標が変更されるかと思っておりますので、そちらの認定申請も必要となります。

議長： はい、ありがとうございます。

先程教えていただいた流れの中で、協議会で今後どのような作業を行うのか、プランをお聞きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

事務局： 目標の再設定については、令和6年度のアンケート調査や利用実態を踏まえて、数値を設定していく必要があると思っております。

また、事務的なところでいうと、我々も初めて実施することですので、関係機関の方とやり取りしながら進めていきたいと思っております。

議 長： 計画期間を1年延長するのは問題ないということですが、結局、協議会では、目標の再設定に対する審議のみ行うということでしょうか。

予定としては、地域公共交通活性化協議会の開催または書面協議で、実施予定でしょうか。

事務局： 目標設定後、協議会の皆さまに目を通していただく必要があると考えています。

しかし、現時点では、本日のように協議会を開催するか、書面協議とさせていただくかは、まだ決めかねています。

議 長： 目標の再設定の協議と合理的な理由についての協議はまだ残っているということ、ご了承いただければと思います。

他に意見はありますか。

委 員：(意見なし)

議 長： それでは、こちらで協議を整えさせていただきます。

本日は、上郡町地域公共交通計画策定について、計画期間の1年延長ということで、ご了承いただけますでしょうか。

委 員：(異議なし)

議 長： はい、それでは、事務局の方で引き続き作業をお願いします。

本日は、これで議事終了となります。皆さま、議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

### (3) その他

事務局： ありがとうございました。

それでは、続いて「その他」について、事務局より説明させていただきます。

委 員： (チラシの説明)

### (4) 閉会

事務局： 前回、協議会規約の改正が必要な箇所が見つかったということで、今回提案させていただくとご説明しておりましたが、内容としては、過去の上位法の改正に伴う文言の修正ができていなかったところがあり、軽微なものとなります。

また、他の内容も精査する時間を少しいただきまして、来年度施行に向けて改めて提案させていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、これもちまして本日の協議会を閉じさせていただきます。本日は長時間熱心にご審議いただきありがとうございました。

以上